

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和6年11月17日

多摩市議会議員 藤原 マサノリ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 令和7年度（2025年度）予算編成方針について
- 2 精神保健医療福祉政策の向上について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和6年11月17日	No. 2 1
	午後3時46分	

項目別質問内容

1 令和7年度（2025年度）予算編成方針について
去る10月15日、阿部市長名で各部・局・室長あてに予算編成方針が通達されました。この通達内容は、多摩市のみならず国全体が抱える課題や東京都が緊急に取り組まなければならないテーマが網羅されており、まさに未来づくりの指針ともいえるべき通達であります。とりわけ、間近に迫った2025年問題は、今日・この時代に生きるわれわれとして避けては通れない厳しい課題と言えるでしょう。そこで市長は各部・局・室長に対し、この事態に立ち向かう上で、更なる工夫を凝らして最少の経費で最大の効果を上げるという基本原則をうたいつつ、既存の考え方にとらわれない柔軟な対応が必要であると指摘されています。加えて、昨今の物価高や人件費の増加も見据えながら、引き続き財政基盤の安定性が重要であるとも明確にうたわれています。現に、令和5年度決算では、固定資産税の償却資産分などが堅調な伸びを示して市税収入が9.8億円ほど増加するなど過去最高額であったものの、扶助費の自然増や各種補助金の増加などで、経常経費充当一般財源が13億円ほど増加したことから、企業税収のプラス面が結果的に飲み込まれてしまった現状があります。
（1）そのような中、すでに来年度の予算編成が佳境を迎えようとしていると思います。そこで、改めて市長はどのような思いでこれらの予算編成を構築していこうとされるのか、これまでの取り組み状況も踏まえて伺います。
（2）自治体DXについて 自治体DXを導入する目的は、住民サービスの向上や経費の削減、行政の透明性の強化など、より良い行政サービスを提供することにあります。しかし、DXの推進には組織体制の整備は必要不可欠です。DXを推進する部署の設置や、関連業務の一元化・統合化などが必要です。また、そのためにデジタルに精通した人材の確保も不可欠であり、まだまだ難しい課題が残されています。 多摩市として、DX化を進める上での課題や、DX化で優先的に取り組む課題にはどのようなものがあるか、お考えを伺います。
（3）2025年問題について 今更申し上げるまでもなく、人口構造の変化により、さまざまな問題が発生すると懸念される2025年問題。日本の人口は2010年を境に減少を続けており、来年には約800万人いる全ての「団塊の世代」（1947～1949年生まれ）が後期高齢者となることで、国民の5人に1人が後期高齢者という超高齢化社会を迎えます。その結果、大量の後期高齢者を支えるために、社会保障、主に医療・介護、年金などが限界に達し、社会全体に負の影響がもたらされると考えられています。2025問題に対して、本市はどのように向き合い、どのような課題に優先的に取り組まなければならいか伺います。

項目別質問内容

2 精神保健医療福祉政策の向上に向けて

厚生労働省は、今年の9月に「こころの健康」をテーマに掲げた2024版の厚労白書を閣議に報告しました。この白書では、日本は精神疾患を有する外来患者が586.1万人と12年前から倍増するなど、こころの健康に対するリスクが急増していると分析しています。現に、私の周りでも、精神的な居場所を見つけられずに、心の病を抱えたり、ひきこもったりしている人は少なくありません。

現在、精神疾患の方は外来だけでなく、入院患者も激増しています。その数は、現在約28.8万人と、世界中でも群を抜いて多いとされています。先の厚労省の白書には、「当事者の意思の尊重と参加」を共通理念として、精神医療・保健体制の整備、孤独・孤立対策の推進、職場のメンタルヘルス対策などを強化する方針であると明記されています。そこでお聞きします。

(1) 多摩市における精神・神経疾患の患者さんの数は、どのように推移していますか？また、その現状をどのように分析されていますか、お聞きします。

(2) 2024年には精神保健福祉法等の改正が施行され、市区町村レベルでの相談支援体制の充実や退院促進に向けた「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築をはじめとする、入院医療から地域生活への切れ目のない医療福祉の提供体制のブラッシュアップが明記されています。多摩市としてこの問題にどのように取り組んでいくのか伺います。

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和6年11月21日

多摩市議会議員 池田 桂

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

1 つながり 支え 認め合い いきいきと かがやけるまち
を目指して

答弁者

市長・教育長等

受 付	令和6年11月21日	No. 22
	午前10時44分	

項目別質問内容

1 つながり 支え 認め合い いきいきと かがやけるまち を目指して

日本では、公的な支援制度が整備されるより以前から、地域の相互扶助や家族同士の助け合いが行われてきました。しかし、現代では、都市部への人の移動や、核家族化、共働き世帯の増加などの社会の変化に伴って、地域や家庭が果たしてきた役割の一部を補完・代替する社会サービス等の必要性が高くなりました。現在、社会保障制度のさらなる充実が喫緊の課題ですが、人材不足や財源の問題で、公的支援の拡充が現状に追い付いていないのが現状です。この状況の中で、地域住民や地域の多様な主体が分野や属性の壁を越えてつながり、誰もが支えあう地域を創る地域共生社会を目指す取り組みも、担い手不足等課題をどう乗り越えていくのか考えていかなくはなりません。多摩市も、多摩市らしい地域共生社会の実現を目指していますが、今後、一人でも多くの市民の皆様の意見や考えも積極的に取り入れて、多摩市民が安心して暮らしていけるよう諸問題が深刻化しないうちに、課題の解決を図っていく必要があります。

多摩市は将来都市像として、「つながり 支え 認め合い いきいきと かがやけるまち 多摩」を第六次多摩市総合計画の中で掲げています。この将来都市像には、障がい、性別、人種や国籍などの多様な背景や異なる価値観を持つ人々、様々な団体など多摩市で活動するすべての主体が、互いを尊敬し、協力し合うことを通して、それぞれが安心して自己の実現や成長に向けて踏み出し展開できるまちを育てていこうという思いが込められており、また、「いきいきとかがやける」には、多様な動植物などとも共存し、豊かな自然環境の中で活気や生命力あふれている状態も表しています。この将来都市像の実現にむけた多摩市の取り組み状況についてお伺いします。

(1) 障がいを抱えるかたが、地域で「いきいきと」活躍できる場やサービスについての市の取り組みについて伺います。

(2) 子どもたちを地域で「つながり支え」る見守りや相談窓口などの取り組みについて伺います。

(3) 高齢者が「かがやける」活動のための取り組みについて伺います。

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和 6 年 1 1 月 1 5 日

多摩市議会議員 折戸 小夜子

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 平和啓発事業の推進を
- 2 ミニバス「豊ヶ丘二丁目北」停留所前の横断歩道は危険

答弁者

市長・教育長等

受 付	令和 6 年 1 1 月 1 5 日	No. 2 3
	午後 2 時 5 3 分	

1. 平和啓発事業の推進を

日本は敗戦後 79 年間平和が保たれています。しかし世界ではロシアとウクライナの戦争は 3 年目を迎え、イスラエルはガザ地区を攻撃し、戦闘は激化し、多くの尊い命が失われ砲弾で破壊された街は廃墟となり、無残な映像が日常のテレビで放送されています。

多摩市では平成 23 年 11 月に『非核平和都市宣言』をしました。これに基づいて平成 25 年度から「多摩市子ども（小・中学生）被爆地派遣事業」を開始し、令和 4 年度から過去の派遣員が派遣サポーターとして現地派遣までの慈善活動や成果報告会等、継続した取り組みをされており、その事は評価しています。

しかしこの不安定な現代社会に於いて戦争を体験していない世代が大多数になる中、戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に伝えていくことは重要です。

戦争への道を歩まないことを願い、平和啓発事業をより推進していく為に、以下質問します。

(1) 第 33 回多摩市平和展～すべてのいのちに平和な地球を

「戦死者たちからのメッセージ 武田美通・鉄の造形」展がパルテノン多摩市民ギャラリーで 8 月 18 日～8 月 25 日に開催されました。その間の入場者数と寄せられた市民の声について伺います。

(2) 展示された武田美通の鉄の造形 30 作品は現在恵泉女学園大学「花と平和のミュージアム」に保管されていますが、3 年後に同大学の閉校が予定されています。今後、武田美通氏の鉄の造形作品の保管場所がなくなるという状況をどのように受け止められているか、また多摩市での保存・保管を検討して頂きたいと考えますが、見解を伺います。

2. ミニバス「豊ヶ丘二丁目北」停留所前の横断歩道は危険

平成 9 年 11 月よりミニバスの運行が開始され、交通不便地域の解消や高齢者、移動制約者の移動手段として市民に喜ばれています。この度、ミニバスを利用されている方から道路を横断するのに暗くて危ないとの声が寄せられました。事故が起きる前に早急な対応が必要と考え以下質問します。

(1) 市道 5-67 号線には豊ヶ丘小学校入り口から貝取神社前までの間に横断歩道が 10 か所あります。10 か所のうち、唯一「豊ヶ丘二丁目北」停留所前の横断歩道は街路樹が街路灯の照明を妨げ、自動車の運転者からは歩行者の姿が非常に見えにくく危険な状態です。現場確認の上、見解を伺います。

- (2) 歩行者への安全を確保するため街路灯を移動するか、永続的な安全を確保するには、街路樹の伐採・撤去が必要ではと考えます。早急な対応について伺います。

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和 6 年 1 1 月 2 1 日

多摩市議会議員 中島 律子

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 障がいのある方のための投票について

答弁者

市長・教育長等

受 付	令和 6 年 1 1 月 2 1 日	No. 2 4
	午前 1 0 時 3 4 分	

1 障がいのある方のための投票について

去る 10 月 27 日に衆議院議員選挙が執り行われました。私の娘も今年 18 歳を迎えたため多摩市選挙管理委員会より入場整理券が届き、我が子の成長に感慨深いものがあつたと同時に、娘のように知的障がいのある人はどうやって投票すればいいのだろうか？という疑問が湧き上がりました。

障がいのある人にも当然選挙権があることはわかっていましたが、障がいの無い人と全く同じように投票ができない人もいます。例えば投票したくても障がいにより字が書けない人の場合どのように投票するのかということについて、娘に入場整理券が届くまで深く考えたことはありませんでした。同じく知的障がいをもつお子さんを育てている知り合い数人にも尋ねてみましたが皆さんどのような手順で投票したら良いかわからないという返答で、子どもが 18 歳になり入場整理券が届いたとしても知的に障がいがあり用紙に候補者の名前が書けない場合には投票は無理だろうという意見もありました。

多摩市では 18 歳で初めて選挙を迎える方を対象に、投票のやり方などが書いてあるリーフレットが入場整理券と一緒に送られてきます。知的に障がいのある娘の場合、このリーフレットを自分で読んで全ての内容を理解することは難しいため、かわりに私が隅から隅まで読んだうえで娘に理解できるように説明しました。こちらのリーフレットは投票までの流れが詳しく書いてあり、投票所に入ってから退場するまでどのような流れで動けばいいのかを文字だけでなくイラストと共に示されていたため大変わかりやすいものとなっています。

そして当日の投票の仕方だけでなく、まず入場整理券が届き当日自分はこの投票所に行くのか、期日前投票の場合いつどこでやるのかなどが書いてあったり、ポスターの掲示のお知らせや選挙公報が全戸配布されることなども書いてあり誰に投票するかを決める際にはそういったものを見て検討すれば良いんだなということが一目でわかるものとなっていました。

さらに家族友人他の有権者との会話、スマートフォン等による写真動画の撮影、会場内での飲食などの行為などは禁止ということまで細かく記載されていました。また、当日投票に行かれない場合には期日前投票や不在者投票という制度があること、仕事や留学等で海外に居住している人が利用できる在外投票という制度や、身体障害者手帳を持っている人や要介護 5 の認定を受けている人が自宅で投票することができる郵便等投票という制度があることまで書かれていて、私自身も大変勉強になりました。

18歳になり初めて選挙に参加する方でもこのリーフレットに目を通しておけば当日スムーズに投票できると思います。ただ残念ながらこちらのリーフレットには障がいのある人が投票するにはどうしたらいいのかということが全く書かれていませんでした。障がいによって投票の流れを覚えるまでに時間がかかる方もいます。ほんの少しの補助があれば意思を持って投票する人を選び、投票することができる方もたくさんいるでしょう。障がいのある方にとって、投票にでかける前に全体の流れや注意すべきことなどを理解しておくことは非常に大切なのです。しかしその方法が示されていないことで自分には難しいかもしれないと尻込みしてしまい、投票へのハードルがあがってしまうことがあったとするならばとても残念なことです。

多摩市ホームページを検索してみると障がいのある方に対する投票支援に関する情報が少なかったことから、投票所での対応例などを示していただくなど、どんな障がいがあっても安心して投票できる環境を整えていただきたいという思いから以下質問いたします。

- (1) 入場整理券に同封されていたリーフレットは障がいを持たない方にとっては大変分かりやすい内容となっていましたが、障がいのある方に対しては配慮が足りないものであると感じました。18歳になり初めて有権者となる方達の中には当然障がいのある方もいます。限られた紙面の中ですので多くの情報を詰め込むことは大変だとは思いますが、障がいのある方の投票方法に関する記載が全くなかったことについてとても残念な気持ちになりました。障がいのある方の選挙参加を支援する仕組みを周知することは選挙権という基本的人権を守るためにも不可欠なものだと思います。このリーフレットはいつ頃どういった経緯で作られたものなのか、内容についての検討はどのようにされたのか、障がいのある方たちへの投票方法についての記載がないことに対する選挙管理委員会の見解を伺います。
- (2) 障がいのある方への投票支援に関しては自治体によってさまざまかと思います。多摩市では、視覚障がい・聴覚障がい・肢体障がい・知的・精神障がいなど、障がいのある方たちに対する投票支援をどのような形で行なっているか伺います。
- (3) 障がいのある方が安心して選挙権を行使できる環境を整えることは大変重要です。投票所におけるバリアフリー対応はもちろんですが、障がい者が利用できる投票支援制度においては私も含め子育て

世代など特に年代の若い方たちは投票支援制度自体を知らない有権者が多いことがわかりました。自治体や選挙管理委員会による周知活動が必要だと思いますが現在多摩市においてどのような周知を行っているか伺います。

- (4) 多摩市に限ったことではありませんが、代理投票に関与する補助者が障がい者への適切な対応スキルや意思疎通の方法を十分に理解していない場合があります、障がいの特性ごとに異なる支援ニーズに対応できないケースもあると聞きます。補助者への教育や研修はどのように行われているか伺います。
- (5) 投票支援については確実にそれらを必要とする方に周知できるよう障害福祉課との連携も必要かと思われませんが、障害福祉課として何か行っていることはあるか伺います。
- (6) 投票の際に不便や疑問を感じた事、こんな手助けがあったらよかった、こんな制度やサポートがあれば投票がしやすいなど、障がいのある方、そのご家族などから投票に関するご意見を聞くことが今迄にあったか伺います。